

リスクマネジメント戦略

コーポレート・ガバナンスの充実

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最も重要な課題と位置づけ、以下の3点に取り組んでおります。

- ① 適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築
- ② 健全な経営の基礎となるコンプライアンス態勢とリスク管理態勢の充実
- ③ 透明性ある経営をめざした企業情報の適時適切な開示と積極的なIR活動

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織

取締役会は、経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会で決定した経営方針に基づく重要な業務執行については、迅速かつ円滑に実行するため、頭取の諮問機関である常務会において十分審議を尽くす体制をとっております。また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革として平成13年6月に執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、取締役会の一層の活性化を進めております。

監査役会は社外監査役3名を含む計5名で構成され、全員が取締役会に出席し、適切な提言・助言を行っております。常勤監査役1名が常務会に出席し、業務執行状況についても監視するほか、監査役会直属の組織である監査役室に専従スタッフ1名を配置し、より実効性ある監査体制の確立に努めております。

■内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制とは、法令・定款などの遵守、リスク管理、適正な財務報告などの目的を達成するために、業務に携わる全役職員の行動を統制する仕組みであり、業務の適正と効率性を確保するための経営管理機構を意味するものと考えております。

内部統制は、経営管理機構全般にわたる各種の組織に及びますが、当行では、各種業務について準拠すべきルールを定めた行内規定を制定し、コンプライアンス規定や職務権限規定などの各種規定に則って職務を遂行することにより業務の適正と効率性を確保するとともに、監査部門による各部店の監査を実施するなど内部牽制を図る措置を講じております。また、グループ全体については、グループ経営会議などを通じて適切なグループ経営管理を行うとともに、グループ会社各社においてコンプライアンス態勢、リスク管理態勢の整備を図っております。

〔当行グループのコーポレート・ガバナンス体制図〕

